

公募型プロポーザル方式による提案書募集の実施公告

佐野市こどもクラブ運営業務委託事業について、公募型プロポーザルを実施するため、次のとおり公告します。

令和6年5月16日

佐野市長 金子 裕

1 業務概要

(1) 業務名

佐野市こどもクラブ運営業務

(2) 業務内容

「佐野市こどもクラブ運営業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)に掲げる業務

(3) 委託期間

契約締結日から令和10年3月31日までとする。但し、契約日から令和7年3月31日までは、開設準備期間とし、準備期間の費用は受託者が負担するものとする。

2 提案限度価格等

(1) 提案限度価格

本業務に関する費用は、494,700,000円以内とする。但し、各年度にかかる支払いの限度額は、次のとおりとする。(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

令和7年度 164,900,000円

令和8年度 164,900,000円

令和9年度 164,900,000円

3 資格要件、選定基準及び評価基準

(1) 提案書の提出者に要求される資格

要件公告日現在、佐野市物品等競争入札参加資格者名簿に登録されている者のうち、U03福祉・医療関係業務又はU08その他の役務の提供に登録のある事業者で、開札の日までにおいて次の資格をすべて満たしていること。

ア こどもクラブについて、地方公共団体からの業務受託実績が2年以上ある法人であり、本市内に事業所を有すること。なお、参加時点で本市内に法人事業所を有しない法人が事業候補者に選定された場合には、令和7年3月31日までに本市内に事業所を置くこと。

イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4(同令第167条の1第1項において準用する場合も含む。)の規定に該当するものでないこと。

ウ 佐野市競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団・暴力団員及びその利益となる活動を行う者でないこと。

オ 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により更生手続き開始の申し立てが

なされていないこと、または民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定により再生手続開始の申立てがなされていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画または民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。

カ 市税の滞納がある者でないこと。

(2) 提案書の提出を選定するための基準

ア 資格要件

イ 企業の特徴、経営状況

ウ 同種又は類似業務の実績

(3) 提案書を特定するための評価基準

ア 業務の実施方針、理解度

業務の実施方針、放課後児童健全育成事業に対する理解度

イ 日常の運営

児童目線での運営方針、保護者等との連携方針、苦情等への対応策

ウ 支援員等の配置及び研修

委託クラブにおける指導員の配置体制、支援員等のサポート体制、研修及び育成体制、継続雇用や代替員等の確保体制

エ 安全管理体制

事故防止の対策、災害時の児童の安全確保策、児童の安全管理対策、法令遵守の取組

オ プレゼンテーション

カ コスト

4 手続き等

(1) 説明書等の配布方法

応募者は、説明書等を佐野市のホームページからダウンロードすること。

(アドレス <https://www.city.sano.lg.jp/>)

(2) 参加表明書の提出期限及び提出方法

ア 受領期限 令和６年５月３１日(金)午後５時１５分まで（必着）

イ 提出場所 ４（４）に同じ。

ウ 提出方法 持参または郵送とする。郵送で提出する場合は、「書留」、「簡易書留」、「配達記録」のいずれかの方法によるものとし、メール便は不可とする。

(3) 提案書の提出期限及び提出方法

ア 提出期限 令和６年７月３１日(水)午後５時１５分まで（必着）

イ 提出場所 ４（４）に同じ。

ウ 提出方法 持参すること。

(4) 担当課

〒327-8501 栃木県佐野市高砂町１番地

佐野市こども福祉部こども課こども育成係

TEL 0283-20-3023(直通)

FAX 0283-24-2708

e-mail: kodomo@city.sano.lg.jp

5 その他

- (1) 本業務における契約保証金は免除する。
- (2) 契約書作成の要否：要
- (3) 虚偽の内容が記載されている参加表明書又は提案書は、無効とする。
- (4) 提案に対するプレゼンテーションを実施する。
- (5) 詳細は説明書による。